

働き方改革支援事業

働き方改革、 はじめませんか

働き方見直しを達成した企業に対し
福島県が奨励金を交付します。

事業概要

男性の仕事を優先するライフスタイルの見直しを進め、男性にも育児への参加を推進している企業や、長時間労働の是正、年次有給休暇の取得促進により、仕事と生活の調和がとれた働きやすい職場環境づくりに取り組む企業に対し、奨励金を交付します。是非ご活用ください。



事業の流れ

申込み

参加申込書をご提出いただきます。

「男性の育児休業取得」については事前の参加申込みは不要です。

※詳しい申込方法等についてはお電話にて問い合わせください。

3つの中から選択した取組に応じて一定の成果を目指します。

①男性の育児休業の取得 7日以上の取得で **10万円交付**

②所定外労働の削減 取組期間（3か月間）の過去2年比で平均15時間以上削減で **20万円交付**

③年次有給休暇の取得促進 取組期間（3か月間）の過去2年比で平均3日以上増加で **20万円交付**

②及び③を同時に達成 2及び3に上乗せして **10万円交付**

働き方見直しの実施

報告書の提出

取組の成果を報告書としてご提出いただきます。

取り組み事例をモデルとして広く発信します。

奨励金の支給

参加した取組に応じて奨励金を交付します。

対象企業

対象となる企業は、県内に事業所を有し、次のいずれかに該当すること

- 福島県次世代育成支援企業認証を得た企業又は認証を得る予定の企業
- 働き方改革アドバイザーの派遣を受け、ワークライフバランス推進の取組を実施する企業

※その他対象要件はお問合せ、またはホームページをご確認ください。

お問い合わせ先

福島県商工労働部 雇用労政課

TEL:024-521-7289

URL:<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011c/shourei.html>